

## ○地域指導室の設置に関する訓令

(平成21.9.17  
鹿児島県警察本部訓令18)

改正 前略…令和2.3訓令12

(趣旨)

**第1条** この訓令は、鹿児島県警察の組織に関する訓令（昭和52年鹿児島県警察本部訓令第2号）第14条の19第2項の規定に基づき、地域指導室（以下「指導室」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

**第2条** 指導室においては、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 地域警察活動の指導に関すること。
- (2) 雜踏警備に関すること。
- (3) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故防止に関すること。
- (4) 地域警察官の職務質問技能伝承に関すること。
- (5) 職務質問技能指導者の育成及び運用に関すること。
- (6) 移動交番の運用に関すること。
- (7) その他生活安全部地域課長の命ずる事項に関すること。

本条…一部改正(令和2.3訓令12)

(指導室長)

**第3条** 指導室に地域指導室長（以下「室長」という。）を置く。

2 室長には、警視又は警部の階級にある警察官をもって充て、警察本部長が任命する。

3 室長は、命を受け、指導室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(地域指導官)

**第4条** 指導室に地域指導官（以下「指導官」という。）を置く。

2 指導官には、警部の階級にある警察官をもって充て、警察本部長が任命する。

3 指導官は、命を受け、地域警察幹部の管理能力及び地域警察官の実務能力向上のための指導教養に関する事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

## 第3編 生活安全 地域指導室の設置に関する訓令

---

(係)

**第5条** 指導室に、その所掌事務を分掌処理するため、地域指導係、職務質問技能指導係及び移動交番係を置く。

本条…一部改正(令和2.3訓令12)

(統括係長等)

**第6条** 指導室に、統括係長その他所要の警察職員を置くことができる。

本条…一部改正(平成26.3訓令6)

### 附 則

この訓令は、平成21年10月21日から施行する。

**附 則** (平成26.3.12訓令6)

この訓令は、平成26年3月12日から施行し、平成26年3月24日から適用する。

**附 則** (令和2.3.17訓令12)

この訓令は、令和2年3月23日から施行する。